

高齢者フレイル予防事業

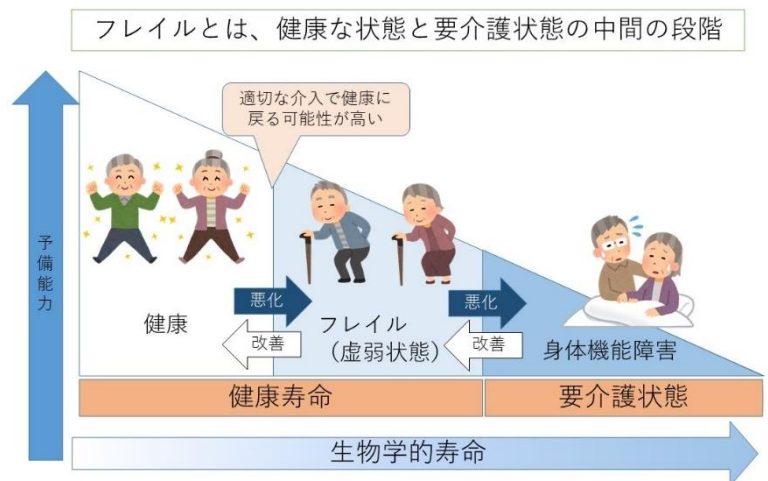
これまで保健事業と介護予防事業は別々に実施されており、高齢者の健康状態の課題に細かく対応できていないという制度上の課題がありました。

このため、令和 2 年度 4 月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険等一部を改正する法律」が施行され、国により市町村が高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施するための体制が整えられました。

当市でも令和 3 年度より、フレイル等の高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた上での健康寿命の延伸を目的に、健康増進課、福祉事務所、関係団体等との連携のもと、フレイル予防事業に取り組んでいます。

【フレイルとは】

フレイルとは、年齢とともに筋力や認知機能等が低下し、要介護状態となるリスクが高い状態です。「健康」と「要介護」の中間の状態ですが、食事や運動、病気の治療等によって「健康」に戻る可能性があります。



【事業概要】

健診や医療、介護に関するデータ等を活用し、地域の健康課題を分析し、フレイルリスクの高い高齢者に対して個別に介入するハイリスクアプローチと、高齢者の集まりを活用して健康教育や相談を行うポピュレーションアプローチを行います。

事業全体のイメージ

